

＜三春町民トレッキング教室（尾瀬ヶ原）開催＞

町民の皆さんの健康増進、体力向上を目的とし、次の内容で町民トレッキング教室を開催します。トレッキングは登山の一種ですが、山頂を目指すことを目的とせず、山の中を歩き、自然を満喫するスポーツです。

今回は秋の尾瀬沼を回るコースで、紅葉と秋の花などを見ながら楽しみますので、ぜひご参加ください。

▼日時 10月4日（土）

午前5時～午後5時（予定）

▼場所 尾瀬ヶ原

▼参加費 大人（中学生含む）1,500円、子供（小学生以下）1,000円

※シャトルバス代を含む

▼募集人数 30名

▼持ち物 弁当、飲み物、雨具など

▼講師 三春町スポーツ推進委員

▼申込期限 9月20日（土）

▼申込・問 三春交流館「まほら」

☎62・3837

＜骨粗しょう症予防教室開催＞

骨粗しょう症予防のための食事や運動などの生活習慣について、楽しく美味しく学んでみませんか？

▼日時 9月13日（土）

午前9時30分～午後1時

▼場所 保健センター2階 研修室

▼内容 「骨粗しょう症を予防しましょう」

▼健康チェックをしましょう（からだ年齢、脳年齢、骨密度計測）

▼「骨粗しょう症予防のポイント」栄養や運動について 講話・調理実習

▼参加費 500円（材料費）

▼定員 20名

▼持ち物 参加費、エプロン、三角巾

▼講師 上田麗子管理栄養士

▼申込期限 9月10日（水）

▼申込・問 保健センター

☎62・3166



年金

＜国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ国民年金保険料の追納をお勧めします！＞

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であれば遡って古い月分から納める（追納）ことができます。ただし、免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。一部免除を受けた期間は、残りの納付すべき保険料が納付されていないければ追納はできません。

▼「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が「法定免除・申請免除期間」より古い（先に経過した）月分である場合は、「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が優先します。

▼「法定免除・申請免除期間」が「若年者納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

▼「若年者納付猶予・学生納付特例期間」の中では、先に経過した月分から納めることとなります。

▼「法定免除・申請免除期間」の中では、先に経過した月分から納めることとなります。

※追納のお申込み・ご相談は基礎年金番号が分かるものをお手元にご用意のうえ、お近くの年金事務所までお願いします。

▼問 郡山年金事務所
☎024・932・3434



仕事

＜平成27・28年度入札参加資格審査申請受付＞

町が発注する工事、測量等、製造、物品購入（修繕）・管理業務について、競争入札に参加するためには、資格審査および認定を受ける必要があります。この資格審査申請受付を次のとおり行いますので、競争入札に参加を希望される方は、必ず申請してください。

なお、申請書の様式は三春町ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

▼申請先 財務課管理契約グループ（役場2階）

▼受付期間 10月1日（水）～12月19日（金）

▼有効期間 平成27年4月1日～平成29年3月31日

▼申請・問 財務課管理契約グループ

☎62・2132



農業

＜平成26年産牧草・飼料作物について＞

草地更新（除染）後、未検査の牧草地、若しくは新たに播種した牧草地については、放射性物質の検査を行い、利用の可否を判断する必要があります。牛への給与を希望される方は必ず検査を受けてください。なお、野草の給与については、引き続き自粛をお願いします。

8月19日現在の三春町における利用判断状況は次のとおりです。

▼永年生牧草（オーチャードグラス、リードカナリーグラス、チモシーなど）
草地更新（除染）した農家ごとに利用の可否を判断する。 ※平成25年度に利用可能となった牧草地については、検査の必要はありません。

▼単年生飼料作物
▽イネ科飼料作物（麦類、ヒエ、イタリアンライグラスなど）
○青刈利用 利用可能
○サイレージ・乾草利用 農家ごとに利用の可否を判断する。

▽イネ科長大作物（飼料用トウモロコシ、スーダングラス、ソルゴーなど） 利用可能

▼問 産業課農林グループ
☎62・2112

県中農林事務所 田村農業普及所
☎62・3113